

よりよい旅路のための“お客様と私どものお約束”
～宿泊約款～

(適用範囲)

第1条 当施設がお泊りのお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は慣習によるものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊の申し込み)

第2条 当施設に宿泊のお申し込みをされる場合は、次の事項を当施設にお申し出いただきます

- (1) お泊りのお客様氏名
- (2) 加入者番号、又は年金証書番号
- (3) 勤務先
- (4) 宿泊日及び到着予定時刻
- (5) 人数、性別、大人・子供の別
- (6) 連絡先（電話）
- (7) その他施設が必要と認める事項

2. 当施設の宿泊のお申し込みは、ご利用される日の属する月の6か月前の月の1日からお受けします。ただし、12月31日の宿泊のお申し込みは7月1日からお受けします。

3. お申し込みの時間は、午前8時から午後8時までとします。

4. お泊りのお客様が、宿泊中に第1項第4号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し出られた場合、当施設はそのお申し出がなされた時点で、新たな宿泊のお申し込みがあったものとして取り扱わせていただきます。

(宿泊期間)

第3条 当施設の1回の宿泊期間は、原則として3泊以内とします。ただし、他のお客様のご利用を妨げない範囲内で延長することができます。

(宿泊引き受けの拒絶)

第4条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊のお申し込みがこの約款によらないとき
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとするお客様が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき
- (4) 宿泊されるお客様が、伝染病であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事情により宿泊していただくことができないとき
- (7) 上記各号に掲げる事項以外の場合で、旅館業法第5条第3号の規定に基づく都道府県条例に該当する場合

(予約の取り消し)

第5条 宿泊のご予約を取り消す場合は、ご予約のお客様が当施設にその旨をお申し出いただければ、宿泊のご予約を取り消すことができます。

2. 当施設は、お泊りのお客様がその責めに帰すべき事由により、宿泊のご予約の全部又は一部を取り消された場合は、別表に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当施設は、お泊りのお客様がご連絡なしで宿泊日当日の午後 時（到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着されないときは、その宿泊のご予約はお客様により取り消されたものとみなし、取り扱わせていただくことがあります。

(チェックイン)

第6条 宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、加入者料金を適用させて頂くお客様については、次の(1)のいずれかを提示していただきます。また、お泊り頂くお客様はすべて(2)(3)の事項を登録していただきます。

- (1) 加入者証、加入者資格証、福祉施設等利用証、長期給付加入者記録票、

私学メンバーズカード

- (2) お泊りのお客様の氏名、年齢、性別、住所及び勤務先
- (3) その他当施設が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第7条 お泊りのお客様が当施設の客室をご使用いただける時間は、午後時から翌朝 時までとします。ただし、連続して宿泊なさる場合は、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(営業時間)

第8条 当施設の主な施設の営業時間は次のとおりとなっております。その他の施設の営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示等でご案内いたしております。

(1) フロント等サービス時間

フロントサービス ; 午前 : ~午後 :
門限 ; 午後 :

(2) 飲食等(施設)サービス時間

夕食 ; 午後 : ~ :
朝食 ; 午前 : ~ :

- 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更させていただくことがあります。その場合には、その都度掲示等でお知らせします。

(宿泊料金)

第9条 基本宿泊料金は、当施設が定めた一泊素泊りの料金とします。

(宿泊料金の支払い)

第10条 前項の宿泊料金のお支払いは、通貨又は当施設が認めた通貨に代わり得る方法により、お泊りのお客様の出発の際又は当施設が請求いたしました時に、フロントにおいてお支払いいただきます。ただし、加入者料金を適用させて頂くお客様以外の方がご宿泊される場合は、デポジット(一時預り金)を頂く場合があります。

2. 当施設が、お泊りのお客様に客室を提供したのちに、お客様が任意に宿泊されなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第11条 お泊りのお客様は、当施設においては施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(当施設の契約解除権)

第12条 当施設は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第4条の(3)から(7)までに該当することとなったとき。
- (2) 第11条の利用規則に従っていただけないとき。

(宿泊の責任)

第13条 当施設の宿泊に関する責任は、お泊りのお客様が当施設のフロントにおいて宿泊の登録をされたときに始まり、お泊りのお客様が出発するため当施設を出られたときに終わります。

2. 当施設は、宿泊及びこれに関する契約の履行又はこれらの不履行により、お泊りのお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償させていただきます。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
3. 当施設の責めに帰すべき事由により、お泊りのお客様に客室の提供ができなくなったときは、そのお客様にできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋させていただきます。ただし、天災その他の理由により困難な場合は除きます。
4. 当施設は、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設に斡旋ができないときは、違約金相当額の補償金をお泊りのお客様にお支払いいたしますが、その補償金は損害賠償額に充当させていただきます。ただし、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償金はお支払いいたしません。
5. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入

しております。

(寄託物等の取扱い)

第14条 お泊りのお客様がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当施設はその損害を賠償いたします。

2. お泊りのお客様が、フロントにお預けにならなかった物品又は現金並びに貴重品について、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設はその損害を賠償いたします。

(お客様の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 お泊りのお客様の手荷物が宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が予じめ承知している物品に限って責任をもって保管し、お客様がチェックインする際にお渡しします。

2. お泊りのお客様がチェックアウトされたのち、お客様の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられているとき、その所有者が判明した場合は、当施設は当該所有者に連絡し、その指示を求めます。ただし、所有者からの指示がない場合又は所有者が判明しない場合は、発見日を含め7日間当施設に保管しますが、その後は最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合におけるお泊りのお客様の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあつては第14条第1項の規則に、前項の場合にあつては同条第2項の規則に準じて取り扱わせていただきます。

(駐車場内の責任)

第16条 お泊りのお客様が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その

賠償の責めに任じます。

(お客様の責任)

第17条 お泊りのお客様の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

契約解除の通知 を受けた日 契約 申込人数	不 泊	当 日	前 日	3 日 前	7 日 前	14 日 前
	%	%	%	%	%	%
14名まで	100	100	50	20	10	0
15～49名まで	100	100	80	30	30	20
50名以上	100	100	80	50	50	20

(注) 表中の%は、基本宿泊料金(一泊素泊りの料金)に対する1名当たりの違約金の割合です。